

令和4年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和4年6月14日）

（午前 9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和4年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番山川裕正さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月17日までの4日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案5件、報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和4年第3回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第6号令和3年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第6号令和3年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第6号令和3年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

令和3年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、令和4年第1回定例会において補正しました繰越明許費の繰越計算書についての報告でございます。

1、一般会計、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、金額138万6,000円。翌年度繰越額は、同額の138万6,000円でございます。

これは、国の補助金を受け、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修を行うもので、事業の完了を来年1月に予定していることから、事業費の全額を繰越したものでございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、金額6,429万円。翌年度繰越額は、1,677万5,000円でございます。

これは、国の補助金を受けて、令和3年度から実施している給付金事業で、制度上本年9月末まで受付を行う都合から、事業費を繰越したものでございますが、対象者の多くが令和3年度中に手続を終えている状況を踏まえ、必要分を繰越したものでございます。

2、公共下水道特別会計、1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業、金額135万2,000円。翌年度繰越額は、同額の135万2,000円であります。

これは、石狩川流域下水道中部処理区建設事業の負担金で、北海道が行う事業の完了予定が本年度内、来年3月までとされていることから、事業費の全額を繰越したものでございます。

以上で、報告第6号令和3年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで、報告第6号は報告済みといたします。

報 告 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第7号株式会社歌志内振興公社第39期事業報告及び第40期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます
平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第7号株式会社歌志内振興公社第39期事業報告及び第40期事業計画について。株式会社歌志内振興公社第39期事業報告及び第40期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

1 ページをお開き願います。

第39期事業報告書の事業概況でございます。

（1）高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。本市の主要観光施設である「うたしないチロルの湯」において、「健康」と「温泉」、「食」をテーマに、利用者から喜ばれる施設づくりと利便性向上による集客増を目指し、鋭意取り組んでまいりました。

今期は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底しながら営業を続け、一時的には入館者数が増加傾向にありましたが、全国的な感染拡大により相次ぎ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなど、最終的には減少となりました。

また、宿泊者数におきましてもキャンセルが相次ぎ、加えて各種合宿もキャンセルとなるなど大きく減少しております。

経営面では、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるため、施設修繕などの維持管理費を含めて、経費節減に努めるとともに、市など関係機関による新型コロナウイルス感染症に係る支援制度を受け、単年度での黒字決算となっております。

依然として新型コロナウイルス感染症の感染者数はいまだ収束が見通せず、大変厳しい状況が続きますが、一層の経費節減による収益の確保に努めるなど、経営の安定化に向け取り組む必要があります。

次に、利用状況でございますが、入館者は11万8,816人で、前年比4,871人、3.9%の減。1日平均では329.1人で、前年比13.5人、3.9%の減となっております。

宿泊者は3,893人で、前年比303人、7.2%の減。1日平均では10.8人で、前年比0.8人、6.9%の減となっております。

入館者、宿泊者ともに新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受け、減少しております。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する以前は、道内外からのリピーターによる利用などが増加傾向にあったことから、今後は新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた中で、リピーターの確保やさらなる個人客の利用増に向け、積極的な営業活動が必要となってくることとございます。

次に、（2）社員等に関する事項であります。令和4年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員がゼロ人、臨時社員が11人の計11人となっており、前期と比較し、正社員が1

人減、臨時社員が1人増となっております。

次の(3)事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページにまいりまして、(4)庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を4回開催し、記載の案件をそれぞれ処理しております。

次に、3ページにまいります。

第39期(令和3年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は1,697万5,379円、固定資産は2億5,115万666円で、資産合計は2億6,812万6,045円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,468万1,566円で、負債合計も同額であります。

なお、流動負債の主なものといたしまして、買掛金は、厨房食材、売店仕入れなど。未払金は、水道料、燃料代など。未払費用は、電話料などとなっております。

純資産の部につきましては、株主資本が2億5,344万4,479円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債、純資産合計は2億6,812万6,045円となっております。

次に、4ページにまいります。

第39期(令和3年度)株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

純売上高は、売上高であります8,081万7,541円から売上値引戻り高の47万2,257円を差し引いた8,034万5,284円となります。

売上原価は、売店等の商品繰越しであります期首棚卸高81万7,349円及び食材等の仕入高1,580万7,311円の合計1,662万4,660円から、期末棚卸高の47万689円を差し引いた1,615万3,971円で、これを純売上高から差し引いた結果、売上総利益は6,419万1,313円となっております。

ここから販売費及び一般管理費1億2,376万5,693円を差し引いた5,957万4,380円が営業損失となっております。

営業外収益は、受取利息236円。受取配当金2,000円に雑収入20万5,667円を加えて、計20万7,903円となり、先ほどの営業損失を差し引きした結果5,936万6,477円が経常損失となっております。

経常損失に市などからの補助金6,332万386円を加え、法人税等の32万2,000円を差し引いた363万1,909円が当期純利益となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期と比較したものを税込み額の資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては4,200万円、資本剰余金につきましては2億5,000万円で、変動はございません。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス4,218万7,430円に当期変動額合計363万1,909円を加え、当期末残高はマイナス3,855万5,521円となっております。

この結果、株主資本合計並びに純資産合計は、当期首残高2億4,981万2,570円に当期変動額合計363万1,909円を加え、当期末残高は2億5,344万4,479円となっております。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第40期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

第40期（令和4年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は次のとおりとする。

1、基本方針。

当社は、市民の憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした健康増進事業を展開するとともに、隣接する道の駅附帯施設や郷土館などの観光、文化施設とも連携を図ることで、本市の主要観光施設としての役割を担い、地域経済の振興及び住民福祉の向上に努めてまいります。

経営安定化に直結する利用者増に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りながら、各種合宿をはじめ道内外への積極的な営業活動や各種イベントの実施、従業員の接客力向上、さらには効果的なPR等に努めてまいります。

また、燃油価格が高騰する中、経営改善に不可欠となる各種経費の節減について、より一層努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要。

（1）温泉（日帰り）事業。

館内においては、マスク着用、入退時の手指消毒、サウナ内での口元タオルの徹底を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に努め、来館者の安全・安心による利用者増に努めてまいります。

また、浴室はもとより施設内の清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理の徹底を図るとともに、野菜等のワゴン販売や土産品等の販売コーナーの充実、恒例となっている利用者に喜ばれるイベントの実施、さらには市外への定期的な送迎バスの運行を維持するなどして、より一層の利用者増に努めてまいります。

（2）宿泊事業。

道内外からの各種合宿の受入れや団体客を対象とした営業強化などにより、新たな集客に向け取り組んでまいります。

また、年次計画で進めてきた宿泊棟客室へのトイレ設置が全室完了し、利便性の向上が図られたことから、ビジネス客の確保など利用増に努めてまいります。

なお、道内外からの宿泊客の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら慎重に進めてまいります。

（3）レストラン・宴会事業。

常にお客様の声を聞きながら、地場産品や道産食材を取り入れた丁寧な料理づくりに努めるとともに、季節に応じた新たなメニュー開発など、お客様に喜ばれる「食」を提供してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、客席数を50%に縮小していることから、今後の感染状況を見ながら段階的に増やすことを検討するとともに、テイクアウトメニューを積極的にPRし、収入増を図ってまいります。

（4）多目的アリーナ事業。

安定して利用されている冬期以外の施設利用を図るため、道内高等学校のスポーツや文化系クラブ等の新規合宿誘致に取り組むほか、必要な備品等について整備を行ってまいります。

なお、暖房用燃料費や光熱水費については、引き続き節減に努めてまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにありますように、第40期の予算といたしましては、事業収益は、営業収益1億3,082万6,000円、営業外収益5,427万6,000円

の合計1億8,510万2,000円で、事業費用の営業費用は1億8,489万3,000円を
予定予算としたところでございます。

なお、3ページに予算実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込み額で記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点、質疑させていただきます。

6ページであります。

39期の決算説明書の中の支出の部分であります。真ん中よりも少し下で減価償却費というのがございます。それが38期と39期のちょっと開きが大きくて、2,531万円というのが増減の減のほうで計上されておりますが、この内容につきまして少し説明いただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 減価償却費の2,531万4,000円の減につきましては、39期の減価償却費を計上していないことによるものであります。といいますのは、会社や法人につきましては、減価償却を先送りすることができるというふうになっております。これは任意償却というのですが、そうすることで経理上利益を発生させ、累積赤字の解消に充てるためであります。赤字は9年間繰越すことはできますが、その9年という期限を迎える前に補填したという形であります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それは法令に従って行われている、これでよろしいですね。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 経営上、それは問題ないというふうに税理士からも聞いております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました、結構でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 第39期の事業報告の1ページの（2）社員に関する事項で、正社員がゼロ人でパート社員が11人となっておりますが、こういう社員の体制で業務に支障がないかどうか質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 正社員は昨年6月に退職いたしました。退職した社員は支配人の右腕的な存在でありまして、機械設備は別としてレストランを含め、館内での対応というのはほとんど任せることができた存在でありました。

その穴埋めはどうしても臨時社員には到底できるものではなく、その負担は大きく支配人のほうにのしかかっているという状況であります。支配人が休暇も取れずその分を担っているというような形になります。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） チロルの湯の日常の入館者の収入ですとか、日々のそういう売上げ処

理などの経理事務の担当はどうなっているのか質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 支出に関する支出の領収書、支払いの関係、また給与計算、経理事務、そういった部分は委託している状況でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 報告書の2ページ目で、取締役会が開かれております。この内容に、運営状況についての報告の件ということで内容が書かれていますけれども、これはどういう話合いがされたのか、ちょっと内容をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） やはりコロナ禍によるまん延防止等重点措置、あるいは緊急事態宣言、そういった部分で集客が激減しているといった内容で、そういった対策としてのイベント等そういったものも開催できないという部分で、ほかにそれを補うためにあらゆる部分で、修繕ですとか、といった部分で経費を抑えるという内容の報告等をさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 38期、39期とコロナの影響でかなり営業が厳しいという状況は私も把握させていただいております。

年間に4回会議が行われるわけでありまして、その中で今の状況をどういうふうに打開するかというのは、観光の施設を持っているところはもう全部多分そういう話合いになっていると思っております。やっぱり従業員の数もそうですけれども、今後40期に向けてどういうふうな運営体制を取っていくのかといった、大きな鍵になるのかなと思っておりますけれども、その中で、踏まえて40期のこの事業計画が出されているということでよろしいですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今おっしゃられたように、確かにコロナの状況というのは厳しい状況にあるのですが、徐々にそういった部分の制限とかも緩くなってきている状況にも一方ではあります。

そういった中で、今年度につきましてはまた大学の合宿等、そういったものも大きく取り入れながら経営の安定のほうに向けて努力していくという、そういった考えでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 1ページ目（2）社員等に関する事項について、正社員は今ゼロ名ということなのですが、現在この正社員として募集をしているのかどうか、これを聞きます。

あと、先ほど答弁聞きました6月に前の正社員の方が辞められてから、支配人の方がフルに活動されてみていただけるということなのですが、一日いっぱい支配人もいらっしゃるかどうかということはちょっと分かりかねるのですが、もし支配人がいないときに何か温泉内でアクシデントみたいなのが発生したときの対応というのは、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず1点目の正社員の関係につきましては、現在もハローワークを通じ、募集は続けております。ただ、なかなか募集しても応募がないという状況ではあります。

支配人の関係ですが、支配人もなるべく、どうしても必要な外出というものが生じるのですが、すぐ戻って来られるような体制を取りながら、外出もしているという状況であります。機械的なトラブルになると誰も対応できない状況になりますので、なかなか長期間席を離れられないというのが現状であります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと、正社員の方募集されているということで、なかなか応募がないというか、多分条件に合う方もなかなかいらっしゃらないのかなと思うのですが、今パートで11名、パートの中で正社員になりたいというような方もいらっしゃるのかなと思うのですが、そういった聞き取りとか雇用の変更、そういったことについては実際協議されているのか。

あと、機械だとかのトラブル以外にも何かお客様の中でもトラブルがあったりするので、パートの中でも長い方がいればチーフのような方を置いて、こういった方が支配人が不在のときに、もし何かあったときに支配人が来るまでの担当になるような、そういった役割分担というのが必要かと思うのですが、その辺はどのようなようになっていますか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、パートの中から正社員を希望する者がいるかどうかという話なのですが、なかなか、もともといた正社員と比較してしまいますと、そこまで担えるような人材にないというのが現実なのですが、パート、臨時社員の方々も夜の勤務をどうしても避けたがるという現状がありまして、そういったことで正社員は希望していないといえますか、正社員もそうなのですが、やはり夜の勤務、どうしても懸念されています。

あとはトラブルのときの対応ですが、確かに支配人がいないときの対応、そのトラブルの内容にもよるのですが、例えば、単なるクレーム、ここが壊れているよ、自動販売機がおかしいよですとか、売店の品物でこういうものないけれども、どうしたのとかという対応はそれなりにはできるのですが、お風呂の中に、例えばタトゥー、入れ墨、そういったお客さんがいたときの対応ということになると、やはり臨時社員の方では対応仕切れないという部分がありますので、そういった部分はやはり支配人、また今後の正社員になられる方にそういった部分をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は報告済みといたします。

議案第26号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） —登壇—

議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠237番地33。

氏名、山中隆志。

生年月日、昭和50年3月15日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、山中隆志氏が令和4年9月6日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

山中隆志氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第27号歌志内市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第27号歌志内市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市老人福祉センターについて、施設の老朽化や利用者の減少及びシルバーセンターの解散に伴い運営が困難になったことなどから、公の施設としての用途を廃止するため、歌志内市老人福祉センター条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市老人福祉センター条例を廃止する条例。

歌志内市老人福祉センター条例（平成22年条例第13号）は、廃止する。

歌志内市老人福祉センターは、昭和55年12月に開設し、平成23年4月より歌志内市シルバーセンターを指定管理者として運営してまいりましたが、施設の老朽化や利用者の減少、指定管理者であるシルバーセンターの解散に伴う指定の解除などにより、当該施設の運営が困

難になったこと、また、当該施設の利用団体の御理解を得ることができましたので、当該施設を廃止しそれに伴い本条例を廃止しようとするものでございます。

附則。

第1項は、施行期日で、この条例は令和4年7月1日から施行するものでございます。

第2項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の1ページを併せて御覧いただきたいと思っております。

本条例の施行に伴い、第2条に規定している重要な公の施設から第11号の「老人福祉センター」を削り、後段の号数を順次繰上げる改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 福祉センターを廃止しますということなのですが、先ほど利用者の減などということで説明を受けましたけれども、今後、これを解体したりだとかっていう、そういう今後のこの建物はどういうふうになっていくのかということをお聞きしたいのと、あとその利用していた方々は多分少なからずいたと思うのですが、その方々にはどういうふうな話をし、今後どういうふうにしてくださいという話をしたのか、そのお話を聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） まず、解体の話でございますけれども、今後、当然解体に向けての検討をさせていただくような準備を進めてまいります。建設年度も昭和の建物ですし、例えばアスベストの調査ですとか、そういった面も含めて実施していかなければならないということもございまして、その辺を含みおきながら、いつ付で解体ができるものか、そういう検討に入っております。予定についてはまだ未定となります。

続いて、利用者に対する対応についてでございますけれども、利用されていた方、サークルとしましては、囲碁をされている方たちのサークルがございました。この方たちは定期的に利用されていた状況もございまして、大変申し訳なく判断をさせていただいたのですが、コミュニティーセンターのほうで引き続き利用していただくという形の方で調整をさせていただき、御理解をいただきました。

もう一方、籐工芸のサークルをされていた方、これは本当に少数で2人、3人という形での実施だったのですが、いま現在お住まいの神威のシルバーハウジング、こちらの施設を利用するとか、御自宅での活動が可能というようなことですので、そのように御理解をいただいた中で調整をさせていただきました。

もう1点は、神威町内会でございます。神威町内会、コロナの関係で近年におきましては利用回数が極めて少なくなっていたのですが、神威町内会老人クラブの用具とか一室を使いまして利用されていた経過がございます。この辺につきましては、日頃から隣の神威神楽岡町内会、こちらのほうと、例えば青少年行事であったりというものを連携しながら行っていたという経過もございまして、その辺で会館としての利用を神楽岡の会館を使用することができないだろうかというような方向での調整をさせていただいて、神楽岡町内会のほうの御理解もいただきながら、そういう形での調整をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 解体の件はどういうふうになるかまだちょっといつになるかというのは分からないということなのですけれども、これ解体した後の土地というのはどういうふうを考えていらっしゃるのか。更地になった後、どういうふうを考えているのか聞いておきたいと思います。

あと、町内会の老人クラブの方々が使っていたということなのですけれども、この方々は違う場所に行ってやるということだと思えるのですけれども、そういった方々も、もし足の問題だとか移動の問題だとか、そういったことが出てきた場合、どういうふうに対応していくのか、一応聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 土地の利用につきましては、まだ今のところ未定ということになります。ただ、あそこはかなり斜面があったりというような土地でありますので、その辺のことも勘案しながら進めていかなければならないのではないかと思います。

そして、老人クラブ等御利用される方たちの足の確保ということなのですけれども、確かに神威町内会の方たちは若干遠くなったという状況がございます。福祉センターまでだったのが神楽岡の町内会館というような話になるのですけれども、今のところちょっとその辺の相談というようなことは受けておりません。そういった中で、もし町内会の皆さんがその辺でお困りだというような話が出てくれば、その辺含めて検討・協議させていただきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 移動の手段は、やっぱり高齢者の方々が使っていたということも考えると、今、車に乗っていて移動している方もいるとは思いますが、少し長い目で見ると、運転できなくなるかなという方々も多分増えてくると思いますので、そういったことも含めて、この廃止になる経過も今後のことも含めて一緒に話を進めていかないと、なかなか円滑に進まないのかなと思うのですけれども、最後に市長の答弁をちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 老人福祉センターがなくなることによって、今まで神威の地区の方が今度は遠くなるということのお話でございまして、その中で足の確保という部分でございまして。今、課長のほうから説明いたしましたけれども、その辺、町内会長ともお話をしながら、そういう方に対してはどのような形がいいのか、いま現在そういう方がいると、シェアする中で車を誰かが運転できて、それに同乗してということも考えながらやっていると思いますけれども、その辺、町内会長とお話をしながら、そういう方への対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決に入ります。

本件は、地方自治法第244条の2第2項並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利

用又は廃止に関する条例第4条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数決の案件であります。

起立による採決といたします。

また、この場合は議長も表決権を有しますので、議長は議長席において採決に加わります。

表決権を有するただ今の出席議員は7名であります。その3分の2は5名であります。

本件について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 全員起立であります。

よって、出席議員数の3分の2以上の賛成数がありますので、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第28号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第28号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体に上川中部福祉事務組合を加えるため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

今回の変更は、提案理由で説明いたしました上川中部福祉事務組合が加わることに伴い、一部事務組合格名を列記している別表を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第29号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第29号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体に上川中部福祉事務組合を加えるため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の3ページを御覧願います。

今回の変更は、提案理由で説明いたしました上川中部福祉事務組合が加わることに伴い、一部事務組合同名を列記している別表第1及び別表第2を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第30号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第30号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたします。

議案第30号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,946万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億846万2,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第30号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御説明いたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費2目企画費13節使用料及び賃借料22万7,000円の増額補正は、更新予定としていた教育文化に係る地域おこし協力隊員について、コロナ等諸般の事情により任期を延長したことに伴い、隊員の住居に係る建物借上料の増額が必要になったものでございます。

次に、国の臨時交付金を活用して実施する新型コロナウイルス感染症対策事業についてですが、定例会資料の4ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願いたいと思います。

総務費、民生費、商工費、消防費、教育費の各費目に計上した事業費の合計は1,408万4,000円で、うち総務費分として17節備品購入費35万円の増額補正は、庁舎感染防止環境整備事業として会議用ポータブル音響機器を整備するもので、18節負担金補助及び交付金50万円の増額補正は、タクシー事業者支援事業として市内で運行するタクシー事業者に支援金を交付するものでございます。

次に、4項選挙費2目参議院議員選挙費10節需用費13万6,000円の増額補正。12節委託料28万4,000円の増額補正は、ポスター掲示板のサイズを変更する必要が生じたことに伴い、作製、設置等経費の増額が必要になったことによるものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料46万2,000円の増額補正は、国の補助金により実施している住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、令和4年度分の対象者拡大に伴い、システムの改修が必要になったことによるものでございます。

4項児童福祉費1目児童福祉総務費3節職員手当等13万1,000円から18節負担金補助及び交付金460万円までの増額補正は、国の補助金により実施する子育て生活支援特別給

付金給付事業に係る経費で、定例会資料の5ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願いたいと思います。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯を対象として、児童1人当たり10万円を給付するもので、本市においては国が基準とする5万円に地方創生臨時交付金を活用して5万円を上乗せして給付しようとするもので、交付額460万円のほか、給付事務に係る職員の手当や事務費などを計上しております。

9ページにまいりまして、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費1節報酬14万8,000円から12節委託料1,107万5,000円までの増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費で、定例会資料の6ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願いたいと思います。

対象者は3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方などで鋭意案内の発送などを行い、6月下旬から接種を開始する予定としており、接種業務に係る職員の報酬、手当、医師の謝礼、通勤費、消耗品や郵便料、手数料等の事務費のほか、システム改修やワクチン接種、乗合タクシー、医師等派遣に係る委託料1,107万5,000円を計上しております。

次に11ページにまいりまして、7款1項とも商工費1目商工業振興費12節委託料898万7,000円。14節工事請負費3億9,393万円の増額補正は、商業施設等建設事業に係る経費で、定例会資料の7ページから8ページに關係図面を掲載しておりますので、併せて御覧願います。

この事業は、本町地区のショッピングセンター撤退以降、商業の拠点を失った状況が長らく続く本市の特殊な環境を踏まえ、市が施設を整備しスーパーを誘致することにより、長年の課題解消と併せて、雇用の拡大や遊休地の活用に資することはもとより、今後、地域の活性化につながる新たな過疎対策事業の展開の軸に据えるなど、多面にわたる効果や可能性が期待できるものであります。

さらに、コロナ禍以降、原材料価格や物流費の高騰が続く中で、大きな打撃を受けている家計への影響緩和を図るため、身近な場所において日常的な買い物を完結できる環境を整備しようとするものでございます。

建物は鉄骨造平屋建てで、建設地は文珠228番14など旧文珠会館の跡地を活用するもので、敷地面積は2,577.57平米、建築面積760.1平米、店舗等の床面積は699.71平米で、資料の7ページから8ページにわたり付近の見取り図、配置図などを掲載しております。

18節負担金補助及び交付金400万円の増額補正は、当初予算に計上しておりましたプレミアム付商品券発行事業の補助金を増額し、併せて新型コロナウイルス感染症対策事業に位置づけ、その財源を国の臨時交付金に変更するものでございます。増額の内容につきましては、コロナ対策事業として定例会資料の4ページに掲載しておりますが、当初予算として計上した1万円3,000セット、30%分に1,000セットの追加を行うほか、利用を促進するための消費喚起対策を講じるものでございます。

なお、財源につきましては、4月臨時会で補正した地域商品券発行事業につきましてもプレミアム付商品券と同様、国の臨時交付金を充当しようとするものでございます。

次に、9款1項とも消防費1目常備消防費の増額補正は、国の臨時交付金を活用して実施する新型コロナウイルス感染症対策事業であり、定例会資料の4ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願います。

各費目に計上した事業費の合計1,408万4,000円のうち、消防費分として10節需用費34万5,000円の増額補正は、消防隊員感染防止対策として隊員が使用する防火フードの整備。17節備品購入費154万9,000円の増額補正は、同じく隊員の感染防止に用いる空気呼吸器ドレーゲルFPS面体と庁舎感染防止環境整備として購入するWEB会議対応用のパソコンの購入費用ででございます。

次に、10款教育費1項教育総務費。13ページにまいりまして、3目奨学費18節負担金補助及び交付金504万円の増額補正は、同じく交付金を活用して実施するコロナ感染対策事業で市内出身の大学生等に支援金1人当たり12万円を交付するものでございます。

2項義務教育学校費1目学校管理費14節工事請負費48万3,000円の増額補正は、子どもたちの安全・安心を確保する体制を強化するため、歌志内学園に防犯カメラを設置するものでございます。

次に、13款諸支出金1項普通財産取得費2目土地取得費16節公有財産購入費253万6,000円の増額補正は、市有地に隣接する土地の取得に係る経費で、定例会資料の9ページに関係図面を掲載しておりますので、併せて御覧願います。

対象は、道道沿いにある文珠228番12の宅地687.62平米と、同228番13の雑種地415平米の2筆、合計1,102.62平米の土地で、道道沿いかつ既存の市有地と隣接する条件を生かし、冬季の除排雪に利用するほか、隣接地との一体的・効率的活用を図ろうとするものでございます。

次に、15款1項1目とも予備費986万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費負担金1節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金735万9,000円の増額補正は、歳出の衛生費に計上しております新型コロナウイルスワクチンの4回目接種における委託料に対するものでございます。

2項国庫補助金1目総務費補助金3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,939万円の増額補正は、歳出の各関係事業に計上した対策用の備品整備や支援金等の財源とするものでございます。2目民生費補助金4節住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金46万2,000円の増額補正と、5節子育て生活支援特別給付金給付事業費補助金251万1,000円の増額補正は、それぞれ特別給付金の事業に対する補助金でございます。3目衛生費補助金3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金860万円の増額補正は、歳出の衛生費に計上した4回目接種に係る事務費などに対する補助金でございます。

15款道支出金3項道委託金1目総務費委託金3節参議院議員選挙費委託金42万円の増額補正は、歳出に計上したポスター掲示板の設置等経費の増額に伴う委託金の増でございます。

18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金2,900万円の減額補正は、歳出の商工費で御説明いたしました4月臨時会で補正した地域商品券発行事業に係るコロナ交付金への財源変更による減でございます。

5ページにまいりまして、3目1節とも過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金1,028万円の減額補正は、同じくプレミアム付商品券発行に係るコロナ交付金への財源変更による減でございます。5目1節とも公共施設等整備基金繰入金4億円の増額補正は、商業施設等建設事業の財源として公共施設等整備基金繰入金から繰り入れるものでございます。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金3,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第30号の補正予算事項別明細書についての御説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点か、商業施設等の建設事業についてちょっと質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、今回4億円近く金額が補正予算として上がってきました。この4億円近く上がってきたこの金額の算出方法なのですけれども、恐らく公共事業で行うものと認識しております。その公共事業を行うときには、基本設計、実施設計というのは提案型の入札が行われて、それから金額が出てくるものだと思っているのですけれども、そういうふうな形で行われてでてきた金額なのか聞いておきたいと思います。

二つ目でございます。

今回補正予算が出てきました。それで、それに付随する条例や規則というのが今回出されておられません。補正予算に関するものが建物を建てるということになると思うので、補正予算に関するものとして、条例も一緒に審議しないと駄目なのかなと思う立場にいるのですけれども、その辺どういう認識なのかを聞いておきたいと思います。

三つ目でございます。

今回、公共施設等の整備基金から繰入れされるという形に提案されておりますけれども、これは過疎債などの借入れというのはできなかったのか。もし、したのだけれども駄目だったよというのであれば、その理由をお聞きしたいなと思います。

お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、まず入札契約の取扱いについて御説明させていただきます。

まず、市内業者に工事を発注するべく通常どおりの指名競争入札で考えておりました。御案内のとおり、プロポー提案というのも確かにないわけではないのですけれども、基本的には市内業者の指名競争入札ということを基準に考えて、その旨、今後において指名委員会を開催し指名業者を決定し、入札に運ぶ予定となっているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） このたびの商業施設に関しましては、テナント料や駐車場、あと除雪費、そういった部分でオープン開始前に決定すべき事項が残っております。今後の業者との協議の中で決定すべき事項となっております。

管理条例については、9月もしくは12月議会に上程する予定でございます。この件につきましては地方自治法第222条によりまして、予算を伴う条例を制定、または改正しようとする

る場合には、的確・確実な予算措置を講じてからでなくてはならないと、そういうふうに規定されておりますので、それに基づきまして建設費の予算後に上程する予定でございます。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私からは3番目の過疎対策事業債の借入れはできなかったのかということですが、これにつきましては、今回の事業の事業費が今算定されて結果として出たということで、毎年度、過疎対策事業債の申請時期というのは4月中旬から下旬になっておりまして、タイミング的には本当に間に合わない状況であったということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 一つ目の件ですが、指名入札でこれからということなのですが、さっき課長がちらっと言ったプロポーザル、私も言ったようにという形が望ましいのかなと思います。

それで、5月の終わりぐらいに砂川のほうで義務教育学校を建てる際に、基本設計と実施設計、提案型の公募でやりますという形でうたわれていて、これが多分望ましい形なのかなと思うのです。やっぱり企業に有利にならないような入札の仕方というのがあると思うので、その辺やっていたかかないと駄目なのかなと思うのですけれども、その辺の見解をもう1回ちょっと聞いておきたいと思います。

条例に関してなのですが、これは補正に係ってくる条例だと思うのです。今回の件なのですが、いろいろ調べたら、補正に係ってくる条例に関しては条例が先に審議されて、その後予算の提案されるというのがかなり一般的な状況になっております。周りを見てもそういうふうな形になっております。

今回は、市が建てて一般の企業に入ってもらおうという形のものになると思うのですが、入ってもらうために企業と契約を交わす上でも、この管理条例というのがなければきちんとした契約というのが結ばれないのではないかなと思うのです。管理条例を後からつくとすると、企業との契約の中に、私たちが思っていないことも書かれて、その後条例に出される可能性もあるのです。

この4億円という金額が、もし可決されて通った後、条例が出てきたときに、あれ、中身がちょっと違うぞとなった場合は困ることになるのです。そうならないために、先に条例をつくって、条例を審議して、その後予算の審議というのが正しい流れなのではないかなと私は思っているのですけれども、その辺の見解をもう1回ちょっと聞いておきたいと思います。

あと、過疎債のタイミングなのですが、さっき課長が言われたとおりだと思います。タイミングが合わなかったと思うのですが、もしタイミングが合う状況で過疎債が借りられるよという状況であれば、過疎債を借りてやったほうが、私は持ち出しも少なく済むし、そっちのほうが税金を有効に使えるのではないかなと思うのですけれども、その辺の見解を聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、企業の有利にならないようにというお話をちょっとしていた経過でございます。まずプロポの判断も確かにあるということでございますけれども、今、実施設計、実は当初予算で予算計上させていただきまして、もう発注済みになっているのです。一般的に委託業務においては、どんなような建物の形を造ろうとか、どういう大きさを造ろうとか、特に基本設計がそうだと思うのですが、プロポーザルを導入して、当市においても認定こども園がそのような経過を踏まえて造った経緯が実はございます。

あくまでも委託業務でそういう青写真をつくり、こんなような形、こんなような大きさ、こんなような中身の仕様、物、それから目的も一部関わってくるのですけれども、階層、そういうような大きなくくりの中で提案型プロポを含めて御案内をいただいて、この業者の言っている案は私どものちょうど夢に思い描いているものと一致するのだとか、採点方式でやっていて最終的に多数決で決めていくのが一般的です。

今回、まずは工事になりますから、地元業者を当然優先させたいということで、地場産業の育成、これらを最優先に、まずは指名競争入札を導入させていただきたいということで考えているところでございます。

なお、管理委託業務も今回の補正予算の中にも予算計上させていただいておりますけれども、これにおいては一般的に指名競争入札で、市内業者で対応できる業者があればよろしいのですけれども、道内を中心とするコンサルで指名競争入札で対応させていただいているところでございます。

したがいまして、プロポーザルというのは先ほど御案内いただきました砂川市役所とか、例えば歌志内市役所とか、そういう大きな施設を建設する場合において、どういう青写真で外構をどんなようなイメージをするのか、建物の形はどうか、近隣の公共施設、それから近隣の建物との関係性を持たせるとか、そういうような基本計画の中で一般的にプロポーザルを導入し、設計を進め、工事は大体どこの自治体も地元業者を中心とする業者に発注しているというのが実態でございます。

なお、民間企業においてはゼネコン会社というのがございますから、例えばオリンピックの建物を造るということになりますと、最初からもうプロポーザルで導入し、そこが落札して大手ゼネコンが設計から施工から全部一手に引き受けるということも聞いておりますけれども、当市においては先ほど来説明させていただいているとおり、地元の業者を導入させていただきたい。そして、そこに金が落ちることによって、地元のほうで経済効果が図れるということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 条例が先か、予算が先かというところの見解でございますが、地方自治法の中には、210条で総計予算の原則というのがまずございます。会計年度の中来、一つの年度の中の全ての収入と支出を予算の中に編入しなければならないという考え方がございます。それをもって222条、先ほども言いました予算を伴う条例についての制限というのがございまして、条例を出すときは予算上の措置が的確に講じられる見込みがなければ、その条例は出すことができないという規定がございます。

この手のものでよく出るのが、例えば、歳入のほうに使用料の規定を持つ場合がございますが、予算を編成しようとするときに、使用料の見積もりの基礎となる条例が必要な場合、これは予算と条例を同時に出す場合がございますので、その予算は積算根拠となる条例に基づきますので、また条例も同時に出すことによって、的確に講じられる見込みが発生するということで、条例と予算を同時に出す場合がありますけれども、通常は総計予算主義の原則というのがございますので、まずは予算を先に出されるのがこの地方自治法の中の考えでございます。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私からは3番目にございました、過疎債がもし間に合えばどうだったのかというような見解ということだったのですけれども、これはもちろん議員おっしゃるとおり、過疎債に間に合えば有利だったということには当然そのようなことだったとい

うふうに考えております。

ただ、今回の場合につきましては、これまでの経過で御承知のとおり、2月の議員説明会から始まって以来、企業誘致ということで進めてきている案件でございます。過疎対策という部分に関しましては、なかなか企業の御要望に応えたものの、実現のためにしていくにはなかなか難しい制度でございます。これにつきましては時期は間に合わなかったということはありませんけれども、当然北海道含めまして御相談はしております。なかなかこの部分に関しては、逆に先進事例ということで、過疎対策のこれからの課題になるような事例であるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 条例と予算なのですけれども、さっき僕が言ったように、今回4億円という予算が出てきて、その予算が決まった後に、条例が後から1番最初の答弁で9月頃という話なのですけれども、その間に企業との契約がもし行われたとします。その契約の内容が、スーパーの店舗以外の契約の内容が書かれていれば、条例にも多分そういうふうな形で書かれると思うのです。

私たちは、今スーパーが入るという形のを審議している状況だと思うのですけれども、それ以外の使い用途が出てくるかもしれない契約のされ方、そういったことを防ぐために、先に条例をつくって条例を審議して、それから予算をしていただきたいという気持ちであります。

また同じような似たような答弁になるかもしれないのですけれども、それをやっていただけないと、この4億円というお金がどういうふうにした使い方になるのかどうなのかということになってくると思うので、自治法はそういうふうになっているのかもしれないのですけれども、条例自体がやっぱり先に制定されていないと困る状況になるのかなと思いますので、早く条例を制定させていただきたいと思います。そのことについてまず答弁いただきたい思います。お願いします。

過疎債なのですけれども、今、某企業が来て入ろうという形になっているのですけれども、その企業のためだけに過疎債をとという話にはなかなかかなりづらいのではないかなと思うのです。物を建てて、そのために過疎債を充てるというのはなかなか難しい状況なのかなと思うのです。それで、さっき課長が言われたように、企業の望むような形でということをやっていたのですけれども、それは市の望む形も一緒に入れて、いろいろな形のものにして、過疎債が充てられるような状況をつくって、それから話を始めてもよかったのではないかなと。これ平成27年からずっと話が始まっていて、その中でやっぱりいろいろなパイプが多分生まれていると思うのです。そのパイプでどうしても来年4月からスタートしないと駄目だったのか、それで住民にどれだけそれが納得されるのか、いろいろな状況が多分出てくると思うのです。やっぱり、そういったいろいろな模索をして青写真をつくって住民に説明して、住民に納得してもらってからスタートという形のほうが私はいいのではないかなと思っているのですけれども、その辺はいかがか答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 議員から御質問ありました条例の目的が変更になった場合に困るというようなことですが、そもそもこの商業施設のものが設置条例等が必要なものであれば、同時期に出してもよろしいのではないかなと思いますが、果たして普通財産なのか行政財産なのかその辺にもよりますので、どこまでかちつとしたものを建てるかによって条例

の制定というのが出てくるのではないのかなとは思いますが、そこら辺のところ、通常であればこの手のものは上物を建てて、あとは相手方と契約する普通財産であるでしょうから、条例の設置までは要らないのではないのかなという判断ではいるところでございます。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 過疎債を活用できるような協議なり、そういった建物にすべきではないかというようなことかなと思うのですけれども、先ほども御答弁させていただいたように、私ども産業課の案件といたしましては、企業誘致ということで最初からスタートしている内容の事業でございますので、本来、公共施設、公共的な、もしくは市民の方が活用するような場をメインにした施設を、市が主体となって建てる場合などにつきましては、今、例えば協議しているような一元化施設に向けた協議だとか、そういったことについては、当然そういった議論をしながら過疎債なり国の補助金なり、有利な財源を確保しながら進めていくというのが通常であろうかと思えます。

ただ、これは企業誘致ということで、相手先があるという案件でございます、これは私ども財政担当の者としたしましても、いかに有利な財源を確保しながら市民のためにそういった施設を建設することを実現するという事は、当初から考えて奔走していったわけでございませぬけれども、ただやはり時期的な問題、それから相手の条件、そういったことを考えますと、なかなか今の現行の制度にはなかなか乗れないということが分かってきたというのが現状でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私もこの30号につきまして、2点につきまして質疑をさせていただきます。

まずは11ページの商工費の関係でございます。

以前からいろいろところで説明を受けているというのも事実です。3億9,300万円という金額を使ってスーパーマーケットを造るのだということで、企業誘致という形、それも知っております。ただ、正直この3億9,000万円といいながらも、様々なお金はもう既にかかっている、これからもそれがあるのだらうと思えます。今、この歌志内市に一つのスーパーマーケットを誘致するのにこの4億円という金額を使うということが、さてどうなのかなという思いが正直あります。それについて、少ししっかりとした答弁をいただきたいと思えます。

それと、歌志内市の地形上いつも困るところは、なかなか1か所に集まるのが、長い地形ということで集まるのが難しい、その関係で、ありとあらゆるところで市民に対する足、俗にいう車を出すだとか、何かそういった形をつくるということで公共交通を使ったり、あるいはバスを使ったりタクシーを使ったりですが、そういうので券を渡してということをやっておりますけれども、それがずっと議論しなければならぬことがまだ滞っているのに、既にこれをやろうとしている、そこに無理があるのではないかなと、私はそのようなことも考えます。そのことにつきましても二つ目にお伺いしたいと思えます。

次に、13ページの土地の取得ということで聞かせていただきたいと思えます。

先ほどの説明ですと、この市有地に隣接する雪の排雪ということでしょうか、そのことがあって、その土地を購入するのだということでございます。この雪というのは、市有地、恐らくや歌志内市の土地ということなのでしょうけれども、どこからどのような状況でそこに堆積させるのか、その3点、質疑させていただきます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、スーパーの誘致に関係し、約4億円をかけても誘致する必要があるのかと、そういったような御質問かと思いますが、かねてからいろいろ議員説明会等でも説明させていただきました。当初、おおむね2億円程度でというお話をさせていただいたことがあります。その辺につきましても説明させていただきましたが、当初の広さ、坪単価、そういったものが変わってきているというお話もさせていただきました。ご存じのように、ロシアによるウクライナ侵攻の影響、そういったもので物価の高騰といったもので4億円にふくれ上がっているという状況であります。

このアークスに関しましては、平成27年からいろいろ話がありまして、居抜きの部分ですとか遊休施設を使ってとかいろいろな話が出た中で、今回の文珠の地に建設ということに至ったわけなのですが、かねてから歌志内市が買い物できる場所がないという、そういった状況を考えますと、今、このアークスの誘致を逃すと、もうこの後誘致は難しいのかなと、そういう判断をしているところでございます。

そういったことで建設費等はふくれ上がっておりますが、この誘致という部分を御理解願いたいなというふうに思っております。

また二つ目の地形上、ここ集まってくるのが難しい、足の確保の問題でありますけれども、これにつきましても、庁内でいろいろな検討を進めております。

今まで説明した中から一步進んだ部分でお話させていただきますと、現在チロルの湯で送迎を行っているバスがあります。これを活用できないかということで、今考えております。アークスと振興公社で何らかの業務提携等を結んで、お互いにメリットのあるように送迎をしていきたいというふうに考えております。いま現在、チロルの湯の送迎バスも各地域に行っておりますが、それに加えて今までの部分を見直すところがあるのかなのか、また、つけ加える部分があるのかといった部分を今後詰めていって、まずひとつそういった足を確保したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 3番目の土地の取得に係る部分で、除排雪の雪の場所として利用する、どういった内容かということですが、これは当然市有地になるわけでございますので、周辺の市道の除雪なり、そういったところの雪の堆積場所としても利用していくことになるかろうかと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の説明ですと、今のその状況で単価が高くなるだとか、そんなような答弁です。単価が高くなるのは理解はできます。ただ、2倍という単価が、4億円という単価が、そのほかにもまだこれに付随していろいろとかかってくるその可能性はもう絶対にあります。それが今の歌志内市に、さて一つのスーパーマーケットを誘致するために、本当に必要な金額なのかということ、正直不安に思います。勝負しないところにチャンスをつかまえられなくなってしまうという言葉がありますけれども、ただ、そういったことを今までやってきて、うまくいかなかった事実というのは数多く見てきています。そして2億円で造るのだということを言っておいて、いざその金額を出してみると倍になっていた。以前にこういう問題があったということを記憶しています。単価が出てきて、その議論が我々議員の中で通っていったら高くなってしまった。以前にそんなことがあって、その建設は取りやめになったという記憶もあります。何かしらまた同じ失敗を繰り返すのではないかという思いは正直あります。今

ここで言うべきではないのかと思うのですけれども、やはりこれが根底にあります。企業誘致してスーパーマーケットが来る。これは大喜びだと思います。店がないので店があってもほしい、スーパーマーケットがほしい、たくさんいろいろなものを見て選びたい。

前に小学校、中学校の話合いの中でも出ていました。地域の方々のところに行くと、それは必ず出ています。しかし、今回やることについては、市民の方々が端から端までどのように考えているかということ、ここで確認していますか。確認していたら、それがどういう状況なのかということをお教えいただきたいと思います。

次に、これ足の件も入っていますので、次にいきますので、除雪をする歌志内市の持ち物の除雪をしてそこに堆積させるのだと、その場所を考えると、これは私個人のざっくりした考えなのですが、ある意味スーパーマーケットの除雪のその排雪場になるのかなという思いです。そのことを確認したいのですが、この3点答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 重複する部分もあるかと思いますが、まず4億円の関係でございます。これにつきましては、かねてからも担当課長からも説明をしておりますが、スーパーマーケット誘致にかかる便益ということで、積算をしているところでございます。

本町にありましたスーパーマーケットにつきましては、建設費を家賃で賄うという方法だったと記憶しております。一月85万円、それに共益費が掛ったという経過がございます。

このたびの文珠地区で今考えている商業施設、本来であれば歌志内のまちの中の中心部、平等性を保ちながらというのが一番いいのですが、石狩平野の北東端に位置する歌志内、この道を縦貫する、道道は10キロあります。そこで適する位置というものもなかなかコントロールするのが難しいかなと。

こういう場合には、やはりそこで経営するノウハウを持っている方が、どこで一番持続可能な経営ができるのかということが一番重要かなと思います。

そんな中で議員の皆様方にもこれで4回いろいろ説明会を開いておりますけれども、その中でやはりアークス側から文珠地区、ここであれば出店可能ということで、商業施設の道北アークスからは年内出店について強い要望があったということで、取組を加速させたところでございます。

文珠地区のスーパーの建設については、いろいろ市内でも分析をしたところでございます。何度も繰返しになりますけれども、人口は今、二千八百五十数人という状況でございます。アークスの積算といいますか見通しでは、3割の方が買い物に来ていただける、そういう商売をしていきたいと。行政のほうの分析につきましては、3割の方が市外に買い物に行っているということでございます。行きは1時間、買い物30分、1時間ぐらいかかりますか。そしてバスを待って1時間という3時間ぐらい当市のほうの分析ではかかると。それが、市内にあることによって半減するというところでございます。また、冬期間などはこのバスをずっと待っていて、長い距離乗ってそして帰ってくるということで、非常に皆さん買い物に苦労されているということでございます。その交通費、端的にいいますと交通費、これが利便性になるのですけれども、この交通費が市内にできることによるこの差額、そして月に何回利用すると、一週間に4回だとして、例えば4掛ける4は16ということになりますから、それ掛ける12となると、そして10年となると4億円以上もいわゆる市民支出、市民の出費が軽減できると、それを今やるということでございますので、そういう解釈をしていただきたいと思っております。

商業施設からの家賃をもってこの施設を賄うということになりますと、非常に何十年もかか

るわけでございます。例えば、市営住宅にしてみますと、3億円で建てましたと、2万円の家賃を取ると26万円、10年で260万円で計算しますと、非常に年数がかかる。しかしながら、それは市民がそこに住むということでございます。そういうことからすると、やはりそれは採算性を度外視して整備しなければならないということでございます。このスーパーマーケットにつきましては、冒頭述べましたような試算の方法で、今すべきということを私は考えております。

平成28年小学生と市長が語る会という場面がございました。小学生の方が夢を語っているという内容をちょっと3つほど挙げさせていただきます。「僕の母は毎回滝川や砂川、赤平に行って買い物をしているので、大変そうだと思ったからです。家で母が料理をするとき、コンビニでは買えないことがあります。」、「母と滝川で買い物することがあります。冬は特に天気が心配です。歌志内市にスーパーがあれば、安全に買い物をして帰ることはできます。ほかの人も同じだと思います。」もう一方は、「歌志内にスーパーを造ってほしいです。市長さんは歌志内のお店について考えたことがありますか。私が買い物について考えたきっかけは、お年寄りなど車のない人がわざわざ砂川まで買い物に行くのにバスで30分かかるからです。私の家には車がありません。バスで買い物に行きます。」28年小学生と市長が語る会、ふるさと歌志内を良くするためという題材でやった経緯もでございます。

いろいろ施設、先ほども過疎債の関係もありました。過疎債はこのメニューにはなかなか厳しいということで、東所課長からもお話ありましたように、先進的な取組になるわけでございまして、私も総務省に行きまして、何とかこういう過疎地域はもう食、これはもうインフラだよという話をしてきました。今後、それをそういう経過を踏まえた中で、いろいろ検討しなければならないねということをお願いいたしました。

それと、下山議員が言いました市民の確認方法ということでございます。

これについては、かねてから8割の方が買い物の場所がないということで、非常に不便だということを言われております。この歌志内まち・ひと・しごと創生総合戦略、この中でも、非常にそのことが一番多くうたわれているわけでございます。買い物の便が悪い、他の市町村へ移りたい多くの理由がそれでございます。約8割の方が買い物環境に関する意見が強く含まれております。まさにこのまち・ひと・しごと総合戦略、人口に歯止めをかけるという計画でございます。2035年1,808人という、このまま自然でいきますと社人研では1,408人、それを1,808にするのだという、やはり食のインフラを充実しなければ私はならないと思っております。そういうことを含めまして、私は何とかしたいというふうに考えております。

一方、財政の状況はどうかということでございます。

市町村の財政状況、令和2年度の決算でございます。歌志内の標準財政規模22億円ぐらいでございます。例えば、財政調整基金はどのぐらいあればいいのかということでございますけれども、5%から20%、当市のほうは30%ということになっております。公共施設等整備基金でございます。これは条例にもありますように、公共施設の建設に要する経費の財源に充てることができるということでございます。22億円、今回先に8,000万円、たしか予算で取り崩しをしているところでございますが、またここで4億円ということになりますと、財源というか基金もそこから取り崩すこととなりますけれども、これだけの中で進めるということでございますので、財源を見ながら、そして市民の意見を聞きながら、そして不公平な部分がありますけれども、場所的にはどうしてもあそこにせざるを得ない。そのためには、今、産業課長が言いましたように、足の確保、チロルのマイクロバスを今以上のポイントに停まってい

ただくなりしながら、また、全議員の皆さんに説明しましたように、中央バス、これもこの市内について費用負担の軽減を図るような取組をすると、また、いま現在、タクシーとバスの6,000円の補助がありますから、そういったものを組み合わせることによって、より多くの方がアークスのみではなく、各公共施設等にも利便性の向上を図るということでございます。高齢化率53%、なんとか高齢者に優しいまちづくりをしたいというふうに考えておりました、下山議員のほうの質問全てに答えられたかどうかあれですけども、そういうことで私は考えております。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私のほうから土地の取得の続きになりますけれども、隣の市が今回建設しようとしている商業施設の敷地内の除雪についてはどうなのかということだと思いますが、当然これは市の施設の敷地から出る雪であれば、そういったことも場合によっては降雪量にもよりますけれども、土地を有効的に活用するということはあるかと思えます。

それで、先ほど補正予算の説明でもお話のとおり、隣接地の一体的・効率的活用を図ろうということの中にそういったことも含まれておりますが、あくまでも冬期間の除排雪の堆積場所等に利用していくということの目的で取得するというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） いろいろと答弁をいただきました。順番にまた聞いていきますが、まず財政調整基金、その基金で何とかということをおっしゃってました。この基金というのは、歌志内市役所の職員が自分たちの給与、もちろん我々議員もそうです、自分たちの給与を切り詰めて、それで作った基金なのです。もちろん柴田市長ですとその人間性からいって、元の市長のところに行って基金があるのだけれども使わせてもらっていいのでしょうか、そういったこともやり取りは必ずやられる方だと思うのですが、かといって元の市長はそれはもう代わっていますので、いけませんということは絶対に言わない。その関係で使うのでしょうか、それはいいと思います。ただ、その原点が何だったのかということには忘れないでいただきたい。これは絶対に忘れないでほしい。我々も忘れるわけにはいかないし、そういった形を思いながら歌志内のまちづくりをしていかなければならないのだと思います。

私は、今回のこのスーパーマーケットを呼ぶのに4億円はどうなのかなという、その思いでいっぱいです。その思いだけです。ただ、やる以上は成功してほしいですし、やるかどうかまだ分かりませんが、そのように思うところでございます。

それと、28年の市長と語る会で様々なことがお話されました。私はいま現在、歌志内市のまちで市民の方々に聞いて歩きました。文珠地区のほうはできたらありがたいと、買い物に行きたい、そういう方は多いです。ただ、神威から上歌側に来ると、できるのですね、いいですね、それは言いますが、さて買いに行くのですかという言葉にうれしい返答はあまりありません。今まで行っているところがあるから、歩いて行くわけにはいかないし足がないから、どうしてもそういうような結果になってしまいます。これも少しずつ続けていくに当たっては怖いのかなという思いでいます。その辺のところもしっかりと考えていただきたい。

先ほどチロルのバスを考えていますという答弁がありました。考えているのではなくて、こうなりましたから、だからできますので、この議案を通してください、そういう順番だと思うのです。付け焼き刃というのですか、言われたから、ではこうしますのでお願いしますでは、私絶対ないと思う。行政というものは、私はそうでなければならないと思う。そのこともまたしっかりと心に刻んでいただきたい。

あとは、アークスが来なければ後がないと、全てのものを4億円かけて用意して、恐らくど

こでも来ると思います。アークスでなければ来ないというのはどうなのかちょっと分からないです。そのことも答弁いただければと思います。取りあえず私が話すところはそこです。

あと、これと同じことが消防の官舎のことであったということも忘れないでいただきたい。そのことがあったということをお忘れなくいただきたい。やりますよというふうに言って、予算が出てきたら倍にふくれていた。それで取りやめになったということがあったはずで。今回も何か怖いですね。そんなような思いでいます。最終的な答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど基金の関係、もし私が言い間違っていましたら、訂正お願いしたいと思います。

私、財政調整基金という部分についてを取り崩してということではなくて、公共施設の整備基金、財政調整基金のお話は標準財政規模の5%から20%あればよろしいのではないかと…（「分かりました、私の間違いです」と発言あり）

あと、神威から向こうの方は非常になかなか買い物に行くような状況にいま現在はないのではないかなということですが、その辺につきましては宣伝効果も含めて、行政もできるだけのことをしていきたいというふうに思っております。いわゆる遠くの方はやはりアークスまで来るとなると、いろいろな交通の便の悪さというものが課題になりますので、その辺は解消していきたいと思っております。

それと消防の委託の件でございますけれども、これは委託をして、そして予算を出してやらなかったということではなくて、委託をした結果、予期せぬ金額、要は坪数が大きくなったりしますと、また内装もいろいろなものを検討しますと高くなったので、取りあえずは予算計上しなかったということで、設計のほうはそれは活用できるようなことで、成果としてありますというふうに伺っております。

あとバス停と、ちょっと私の説明が足りない部分は産業課長のほうから。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 全てお店を用意して、ではアークス以外でも来るのではないかと、そういった質問であります。これは私ども今年委嘱いたしましたアドバイザーにいろいろお伺いしたところがあるのですが、やはりアークスにおきましては旭川に流通拠点があるということで、砂川にも店舗がある、そういった部分で歌志内は通過点だということで、ほかのスーパーでありますとわざわざ歌志内に商品・食料等を運搬すると、そういったことが恐らく難しいだろうと、きっとこれはアークスでないと厳しいのではないかという声をいただいているところであります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査と

することに決定いたしました。

休 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、6月15日を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、6月15日を休会とすることに決定いたしました。

なお、行政常任委員会は6月15日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る6月16日本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時06分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 川 裕 正

署名議員 女 鹿 聡